

## リサイクルポート

### リサイクルポート

リサイクルポートとは、循環型社会の実現を図るための静脈物流（人の血管に例え、製品系の輸送を動脈物流、生産や消費活動で発生する循環資源の輸送を静脈物流と表現）の広域輸送拠点として、港湾管理者からの申請により国土交通省港湾局が指定した港湾のことです。

具体的には、リサイクル処理施設の集中立地、残さ処分のための廃棄物最終処分場、ストックヤード等の静脈物流基盤の整備等が一体的に展開され、循環資源の収集、輸送、処理の総合的な静脈物流拠点を形成する港湾です。

国土交通省港湾局では、港湾を核とした静脈物流システムを構築することを目的として、現在22港のリサイクルポートを指定しています。



リサイクルポート指定港（22港）

### リサイクルポート施策の背景

これまでの大量消費・大量廃棄から、リサイクル等の推進による循環型社会へ転換することが必要であることから、平成12年6月に循環型社会形成推進基本法が制定され、これを受けて平成15年3月に「循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定するなど、政府において循環型社会形成に向けた施策を推進してきたところです。

循環資源は、排出される地域においては廃棄物であっても別の地域においては資源として有効活用できるという特徴があるため、循環資源を広域的に輸送する静脈物流システムの構築が必要です。循環資源の広域輸送には、環境負荷が小さく、低廉で大量輸送が可能な海上輸送が適しています。さらに、港湾は、製鉄所やセメント工場などリサイクルに係わる産業が集積している他、比較的空間に余裕があり、人口密集地からも離れていることが多いため、リサイクル産業・施設の立地のポテンシャルが大きいことから、静脈物流を拠点としたリサイクルポ

ートが大きな役割を果たす可能性が高く、重要性が高まっています。

### リサイクルポートの推進に向けた取り組み

#### (1) 静脈物流施設の整備

リサイクルポートにおいては、港湾における既存施設の有効活用を基本としつつも、循環資源を優先的に取り扱う岸壁の確保や、排水溝や防護柵等、関係法令に対応した施設の機能強化などを推進しています。

また、地方公共団体等による積替・保管施設などの港湾施設整備に対する支援制度を設けています。



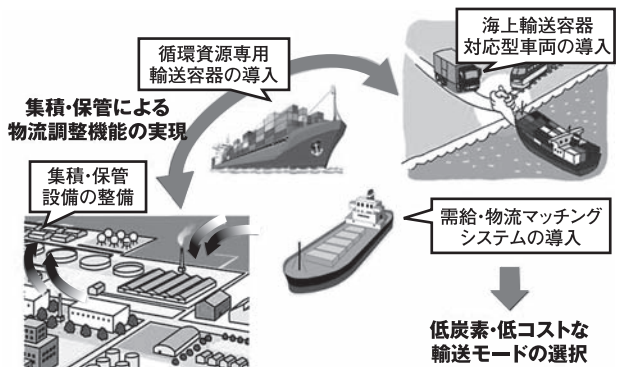
リサイクルポート岸壁  
静脈物流施設の整備事例



汚染土壌等保管施設

#### (2) モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業（国土交通省・環境省連携事業）

本事業は、平成26年度より環境省と連携し、海運を活用した低炭素型静脈物流システムの構築に必要な経費の一部を補助することにより、静脈物流のモーダルシフト及び輸送効率化を推進し、二酸化炭素排出量の削減を図るとともに、循環型社会の構築に寄与することを目的としています。



#### (3) 災害廃棄物処理支援ネットワーク (D.Waste-Net)

東日本大震災による災害廃棄物処理の教訓を踏まえ、災害廃棄物の処理及び広域輸送等に係る知見・技術を有効に活用し、国、自治体、民間事業者の災害対応力の向上につなげるため、有識者や民間事業者団体等による人的な支援ネットワークとして、平成27年9月に発足したD.Waste-Netに、リサイクルポート推進協議会が参画メンバーとして環境大臣より任命されました。

### 循環型社会の形成にむけて

国土交通省港湾局では、港湾管理者や民間事業者および関係官庁等と連携しながら、今後も港湾を核とした静脈物流システムの構築・拡充に努めてまいります。